

# 青森県報

第三千六百一号

平成二十四年  
十月九日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
右 同……………	(同) …… 一
右 同……………	(同) …… 一
障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定……………	(障害福祉課) …… 二
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 二
公共測量の実施……………	(監理課) …… 二
公有水面埋立ての免許……………	(港湾空港課) …… 三
右 同……………	(同) …… 四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) …… 五
公 告	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(防災消防課) …… 五
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(民生生活文化課) …… 六
右 同……………	(同) …… 六

## 告

## 示

### 青森県告示第七百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	訪問入浴介護	在宅介護支援センター三和園	弘前市大字三和字上恋塚一九	平成一九・九・三
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子野木三丁目二一五の五	通所介護	在宅介護支援センター白神荘	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二	"
"	"	認知症対応型通所介護	デイサービスおこのきパーク	黒石市追子野木三丁目二一五の五	二〇・八・三
"	"	訪問介護	訪問介護おこのき	"	"

### 青森県告示第七百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	特定非営利活動法人黒石福祉サービス	主たる事務所の所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	介護予防事業の種類	介護予防	名称	介護予防	所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	廃止年月日	平成二四・八・三
介護予防事業者	名称	特定非営利活動法人黒石福祉サービス	主たる事務所の所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	介護予防事業の種類	介護予防	名称	介護予防	所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	廃止年月日	平成二四・八・三
介護予防事業者	名称	特定非営利活動法人黒石福祉サービス	主たる事務所の所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	介護予防事業の種類	介護予防	名称	介護予防	所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	廃止年月日	平成二四・八・三

青森県告示第七百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	特定非営利活動法人黒石福祉サービス	主たる事務所の所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	居宅介護支援事業の種類	居宅介護支援	名称	居宅介護支援	所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	廃止年月日	平成二四・八・三
居宅介護支援事業者	名称	特定非営利活動法人黒石福祉サービス	主たる事務所の所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	居宅介護支援事業の種類	居宅介護支援	名称	居宅介護支援	所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	廃止年月日	平成二四・八・三
居宅介護支援事業者	名称	特定非営利活動法人黒石福祉サービス	主たる事務所の所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	居宅介護支援事業の種類	居宅介護支援	名称	居宅介護支援	所在地	黒石市追子野木三丁目二一五の一	廃止年月日	平成二四・八・三

青森県告示第七百二十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

指定一般相談支援事業者	名称	社会福祉法人のぞみ会	主たる事務所の所在地	八戸市大字大久保字大山二二の一〇	地域相談支援の種類	地域移行支援	名称	一般相談支援事業を行う	所在地	八戸市大字大久保字大山二二の一〇	指定年月日	平成二四・一〇・一
指定一般相談支援事業者	名称	社会福祉法人のぞみ会	主たる事務所の所在地	八戸市大字大久保字大山二二の一〇	地域相談支援の種類	地域移行支援	名称	一般相談支援事業を行う	所在地	八戸市大字大久保字大山二二の一〇	指定年月日	平成二四・一〇・一
指定一般相談支援事業者	名称	社会福祉法人のぞみ会	主たる事務所の所在地	八戸市大字大久保字大山二二の一〇	地域相談支援の種類	地域移行支援	名称	一般相談支援事業を行う	所在地	八戸市大字大久保字大山二二の一〇	指定年月日	平成二四・一〇・一

青森県告示第七百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	合資会社はやぶさ	主たる事務所の所在地	八戸市大字湊町一字下河原一八の	障害児通所支援の種類	障害児通所支援	名称	障害児通所支援事業を行う	所在地	八戸市大字湊町一字下河原一八の	廃止年月日	平成二四・九・七
指定障害児通所支援事業者	名称	合資会社はやぶさ	主たる事務所の所在地	八戸市大字湊町一字下河原一八の	障害児通所支援の種類	障害児通所支援	名称	障害児通所支援事業を行う	所在地	八戸市大字湊町一字下河原一八の	廃止年月日	平成二四・九・七
指定障害児通所支援事業者	名称	合資会社はやぶさ	主たる事務所の所在地	八戸市大字湊町一字下河原一八の	障害児通所支援の種類	障害児通所支援	名称	障害児通所支援事業を行う	所在地	八戸市大字湊町一字下河原一八の	廃止年月日	平成二四・九・七

青森県告示第七百二十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所長

二 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

三 測量の期間

平成二十四年八月二十九日から平成二十五年一月三十一日まで

四 測量の地域

五所川原市十三丁相内（十三湖）

つがる市富港町（十三湖）

北津軽郡中泊町大字今泉（十三湖）

青森県告示第七百二十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十四年九月二十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十四年十月九日

小湊港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇及び三七の三の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点との地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位（C・D・L+〇・五三四メートル）における公有水面と陸地との境界線、 の地点と の地点を結んだ線及びの地点との地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 安井埼灯台（北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒）から一六九度三六分二五秒 五三九・六〇メートルの地点

の地点 の地点から 八二度〇二分二五秒 一六・七〇メートルの地点

の地点 の地点から 一七二度〇二分二五秒 九〇・七五メートルの地点

の地点 の地点から 二〇四度四分一七秒 一四・七八メートルの地点

の地点 の地点から 二九四度二九分五五秒 一六・七五メートルの地点

の地点 の地点から 二四度二四分三九秒 九・九〇メートルの地点

の地点 の地点から 三五二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点

の地点 の地点から 七九度三七分〇二秒 一・三四メートルの地点

の地点 の地点から 三五二度〇二分二五秒 五〇・七二メートルの地点

の地点 の地点から 二六二度五九分〇九秒 一・三四メートルの地点

3 面積

一、六一三・六〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地内並びに同東滝字滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、一〇九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲ま

れた区域

①の地点 安井埼灯台（北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒）から一六九度二分三〇秒 四八九・八四メートルの地点

②の地点 ①の地点から 八二度〇〇分〇五秒 七六・三〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一七二度〇一分〇八秒 一五八・一一メートルの地点

④の地点 ③の地点から 二〇四度二四分三九秒 八〇・六九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 二九三度三二分五〇秒 九一・七六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 二四度二四分三九秒 五五・四三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 三五二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 七九度三七分〇二秒 一・三四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 三五二度〇二分二五秒 五〇・七二メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 二六二度五九分〇九秒 一・三四メートルの地点

3 面積 一六、五一〇・五三平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

青森県告示第七百二十六号  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十四年九月二十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十四年十月九日

小湊港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 船橋 茂久

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字滝一〇九の二並びに同東滝字間木八〇及び三七の三の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位（C・D・L+〇・五三四メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成二十三年の秋分の日の満潮位（C・D・L+〇・五三四メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 安井埼灯台（北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒）から一七〇度〇六分五四秒 五三九・六二メートルの地点

の地点 の地点から 八二度〇二分二五秒 四・七九メートルの地点

の地点 の地点から 一七二度〇二分二五秒 一三・四九メートルの地点

の地点 の地点から 二六二度五九分一〇秒 五・一七メートルの地点

の地点 安井埼灯台（北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒）から一七〇度一九分〇五秒 六〇四・〇八メートルの地点

の地点 の地点から 七九度三七分〇二秒 四・七七メートルの地点

の地点 の地点から 一七二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点

の地点 の地点から 二〇四度二四分三九秒 九・九〇メートルの地点

の地点 の地点から 二九四度二四分三九秒 五・七八メートルの地点

3 面積

二二九・七三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字東滝字滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、一九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の一及び七七の地内並びに同東滝字滝三八の二、三八の一、九三、三六、一〇九の一、一〇九の二、一〇九の三及び六九の一並びに同東滝字間木九七、五六の三、五六の一、八〇、三七の三、七八、七七の

一及び七七の地先公有水面  
2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点とヌの地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 安井崎灯台（北緯四〇度五七分三九秒、東経一四〇度五八分五一秒）

から一七一度〇九分三五秒 四八九・三八メートルの地点

②の地点 ④の地点から 八二度〇〇分〇五秒 一五・四〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一七二度〇二分二五秒 六三・五〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 八二度五九分〇九秒 一・三四メートルの地点

⑤の地点 ②の地点から 一七二度〇二分二五秒 五〇・七二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 二五九度三七分〇二秒 一・三四メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 一七二度〇二分二五秒 二一・六一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 二〇四度二四分三九秒 五九・六六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 二九三度三分五〇秒 一五・四〇メートルの地点

ヌの地点 リの地点から 二四度二四分三九秒 五五・四四メートルの地点

3 面積

三、〇二・八九平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

青森県告示第七百二十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「青森県信用農業協同組合連合会」青森市東大野二丁目 「」を

「農林中央金庫青森支店」青森市東大野二丁目 「」に改める。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県津波警報等収集伝達システム改修業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部防災消防課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年九月十三日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本無線株式会社

東京都三鷹市下連雀五丁目の一

六 契約金額

金 四千六百七十二万五千元

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年八月三日

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スポネット弘前

三 代表者の氏名

一戸 忠道

四 主たる事務所の所在地

弘前市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、社会や行政と連携、協働しながら、スポーツを通じた「まちづくりの推進」「子どもの健全育成」「スポーツ環境の整備に関する事業」を推進し、いつでも、どこでも、だれでもが、楽しくスポーツできる場や環境を築いていくことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日  
平成二十四年九月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田・L・ステージリエート

三 代表者の氏名

野崎 能成

四 主たる事務所の所在地

十和田市東四番町二の四〇

五 定款に記載された目的

この法人は、広く個人または団体との連携を図り、芸術文化活動及び青少年の健全育成と高齢者福祉の支援に関する事業を行い、以つて地域における生活文化の創造及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭